

# 令和5年9月社会教育委員会議 議事録

日時：令和5年9月8日（金）午後2時00分～

場所：さんくす3番館 第1会議室

太田課長代理：定刻になりましたので令和5年9月社会教育委員会議を始めさせていただきます。

本日、議長の任期が1年となっており、5月末で一旦終了しているため、新しい議長が決まるまで、事務局の方で進行させていただきます。

本日の出席委員は9名でございます。委員数12名の過半数を超えておりますので、吹田市社会教育委員会議規則第3条第6項の規定により本会議は成立していることを御報告いたします。

－ 資料等説明（説明省略） －

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

## 1 新任委員の紹介について

－ 新任委員の紹介と挨拶（説明省略） －

学校教育の関係者 中西委員、家庭教育関係者 塩路委員  
学識経験者 村田委員、学識経験者 和田委員

（欠席者）

学校教育の関係者 田尻委員、学識経験者 北山委員

## 2 議長・副議長の選出

社会教育委員会議規則第3条第1項に基づき、議長に広瀬委員、副議長に尾崎委員を選出

－ 一同賛成 －

太田課長代理：それでは、これからの進行は広瀬議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

広瀬議長：それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

まず傍聴人ですが、本日はおられますでしょうか。

特におられないということでございます。

それでは、次第の3、令和5年7月議会の結果について事務局から説明願います。

## 3 令和5年7月議会の結果について

林野館長：中央図書館から御説明申し上げます。1番目の土地開発基金については、50年前の中央図書館の建設のときにかかったお金を整理していくようにというお話がありました。こちらについては、かなり年数も経っていること

と、境界線が民地と接していることなど様々な課題がございます。目途・留意点には、お金の整理もですが、その他の手続きの関係の資産経営室や各関係部署とも精査しながら、きちんとしたものに適切に整理していただきたいということで記載しております。

2番目は、中央図書館の真正面に斜面がございまして、古い木も崩れかけており、大和大学の生徒さんや公園に遊びに来られた方の行き来、図書館に来館された方が通る道ですので、危ないのではないかとという質問がありました。その該当斜面は図書館の所有する土地ではないのですが、やはり安全面ということで、崩れそう、あるいは土砂災害、雨量が多いときなどは注意喚起して、もしもの時は図書館に避難していただき、裏口や避難するルートというのは、職員も周知徹底して対応するようにしていこうと考えております。

3番目は、江坂図書館を再整備しまして、今年4月にリニューアルオープンし、床や壁が綺麗になりましたが、リニューアルオープンした途端に雨漏りが数ヶ所発見されました。今のところは応急処置が済んで、その後の大雨では雨漏りはしていないのですが、本格修繕もきちんとするというところで現在調整中でございます。

葉山課長：文化財保護課から御説明申し上げます。コロナ禍の3年間で、吹田市の指定有形民俗文化財のだんじり、それ以外の文化財も含めて、多大な影響を受けていることについて、調査や支援方策について質問いただきました。指定または登録している文化財については様々でありますので、どういった被害を受けているかのポイントの整理と、実態把握をいたしまして、また、文化財保護審議会での意見もいただきながら文化財の保存について支援して参りたいという御答弁を申し上げます。今後は文化財を所有しておられる団体等にアンケート調査を行っていきたくと考えております。

大川室長：青少年室から御説明申し上げます。5番の項目ですが、公共施設の有効活用について、文化スポーツ施設や公園を積極的に青少年の活動場として提供してはどうかという内容で御質問いただきました。

答弁としましては、施設を所管している文化スポーツ推進室、公園みどり室、そして青少年室という順番で答弁をいたしました。青少年室では、「各施設の利用者や地域住民の方々等のさらなる青少年健全育成への理解と、支援が非常に重要。青少年の健やかな成長のために、多様な体験や学習の場、仲間づくりの場を提供することが必要であり、関係部局と連携し研究していく」と答弁をいたしました。

広瀬議長：ただいま各所管から御報告いただきましたけども、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

尾崎副議長：江坂公園の図書館の件について、まだできて間がないですが、建物から雨漏りがしたということは、例えば建築業者に対して、何か建築上問題があったことは、尋ねられてないのでしょうか。

林野館長：現地の調査も完了したと書いておりますが、今回指定管理者及びパーク

PFI事業で、江坂図書館と江坂公園の再整備を行いました。江坂図書館は新規の施設ではなく、改修工事で中の内装を変えたものです。今回の工事対象ではなく、図書館の上にインナーガーデンという場所がありまして、図書館との繋ぎ目について、今回の改修工事を行ったことが雨漏りに影響した可能性もあるため、修繕に関して指定管理者と話し合いを重ねております。

尾崎副議長：文化財保護について、コロナだけではなく、特にだんじりなどの無形文化財に関しては、影響も大きく、もっと多面的に考えていただく必要があるのではないかと思います。それ以外にも、特に文化財は難しいと思いますが、保存すべきものと、活性化しながら使っていくものを考えていただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。

葉山課長：だんじりにつきましては、故障しているというような場合につきましては既存の補助金制度がございますので、それを活用していただくことができます。それ以外に人材の問題や、引き手がいないなどの問題もお聞きしております。今おっしゃられましたように、お金だけではなく、それ以外の面でも多面的に考えていかないといけないと思います。文化財につきましては、適切に管理しつつ、活用の用に供していかなければいけない、バランスを取ってやっていかないといけない、どちらか一方でも保存だけでも活用だけでも駄目だと考えております。

広瀬議長：他の委員の皆様いかがでしょうか。特にないようでございますので、次の次第に移らせていただきたいと思います。次第の4、8月教育委員会議の報告について事務局から説明をお願いいたします。

#### 4 8月教育委員会議の報告について

太田課長代理：次第の4、令和5年8月教育委員会議の報告につきまして説明をさせていただきます。8月16日の教育委員会議にて、吹田市学校規模適正化実施計画（第二期）案の方向性が決定されました。対象小学校は、吹田市立山田第五小学校です。

具体的には、山田第五小学校区を山田第三小学校に統合するという方向性が決定されました。今後は、9月に所管である教育未来創生室が、保護者や地域諸団体に対する説明会を実施し、今年度中に山田第五小学校を対象とする吹田市学校規模適正化実施計画（第2期）を策定すること予定でございます。

校区につきましては、皆様の関心が高い内容であること、地域教育部でも小学校ごとに設置している公民館等、関係が深いものもございまして、情報提供をさせていただきます。

広瀬議長：ただいまの報告につきまして何か御質問はございますでしょうか。

尾崎副議長：確認ですが、小学校の適正規模というのは児童数何名から何名で、山田第五小学校は今、何名なのでしょう。

太田課長代理：申し訳ございません。詳細な資料を持ち合わせおりませんので、この場

ではお答えすることができません。

尾崎副議長：資料をいただかないと我々は検討するものがないから何も言えない。

太田課長代理：こちらにつきましては、審議をしていただくというよりも情報提供ということで挙げさせていただいたものでございます。

尾崎副議長：情報提供であっても、それぐらいは必要だと思います。

広瀬議長：通常、学校規模の中では児童数ではなくて学級数で標準学級数というのは1学年2学級を標準とすると、それを下回る場合には検討、見直しの対象になりうるというのが文科省の方針だと思います。それと大きく外れることはないのかと思います。何をもって過少なのかということもあると思います。統廃合につきましては、第三と第五の統合という方向性が今進められているという状況のようでございます。地域の方々の各学校への思いや、また安全の確保であるとか、小規模校ならではのというよさであるとか、様々な面で検討され今後決められていくかと思っております。関心の高い事案でありますので、今の状況を報告いただいたと理解しております。この件につきまして、進みましたら、随時、資料等合わせて御報告いただくと社会教育委員会委員としてもありがたく存じます。

それでは、次の次第に移らせていただきます。次第の5、「第4次総合計画基本計画改訂版素案」に対する意見募集の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

## 5 「第4次総合計画基本計画改訂版素案」に対する意見募集の実施について

太田課長代理： —第4次総合計画基本計画について（説明省略）—

次に、第4次総合計画基本計画改定版について、各所管より、変更点等を説明させていただきます。

広瀬議長：それでは青少年室、放課後子ども育成室から政策3について、まず御説明をお願いいたします。

小川参事：大綱4、子育て学び、政策3、青少年が健やかに育つまちづくりについてです。目標・目指すまちの姿としましては、家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年の健やかな成長を支えるまちです。現状の課題といたしまして、留守家庭児童育成室では、入室を希望する児童が、増加する一方で、職員体制の確保が、困難となっており、放課後児童の居場所の確保が課題となっています。青少年の見守り活動などが、活発に行われてきましたが、コロナ禍で、地域活動を行うことができない期間があったことも影響し、青少年を支える担い手の確保が難しくなっています。放課後の子供たちが安心して過ごし、学び遊ぶことのできるよう、学校や地域での多様な居場所の充実を図る必要があります。次の施策では、青少年健全育成、放課後の居場所の充実となっております。青少年講習会の年間受講者、青少年室主催イベント・講座などの年間参加者、留守家庭児童育成室の受け入れ及び待機児童数、太陽の広場などの年間参加者数を主要としております。目

標よりも、コロナの影響で、留守家庭児童育成室の受け入れ及び待機児童以外は下がっております。

広瀬議長：続きまして政策4につきましてまなびの支援課、中央図書館から説明をお願いいたします。

北野課長：それでは政策4、生涯にわたり学べるまちづくりの変更点について御説明申し上げます。3ページを御覧ください。政策4、生涯にわたり、学べるまちづくりでございますが、取り組み内容と整合性により、文言の修正を行っております。現代的課題として超高齢化社会の後における介護とつけさせていただきます。元は超高齢化社会としておりましたが、超高齢化社会が課題ではなく、その何が課題であるかということの御指摘をいただいた中で、文言追加を行ったものでございます。また、「地域に還元」する表現を具体化するため、学習成果の発表や活用できる場を提供する必要があります、とし、発表する機会と発表する場の提供というソフト部分とハード部分の課題があるということを表現しました。4ページ目を御覧ください。施策の指標としましては、4-4-2において、地区公民館の年間利用者数にオンラインによる講座受講者を含むと加筆し、公民館に来館できない方も講座の受講ができるような場の提供の整備を行っていくことから、施策指標に追加をしたものでございます。先に、説明をさせていただきますが、11ページをお願いいたします。SDGsの対応施策一覧をお示ししているところです。今回の見直しの中で、17のゴールを達成するための169のターゲットが関連する各施策について検討を行った結果をお示ししております。12ページを御覧ください。2段目の施策から2行目の4、生涯にわたり学べるまちづくりは、見直し前は日本人の高い教育をみんなに、のゴールだけでしたが、検討の結果、ゴールの達成には生涯学習すべてに関連するべきではないかということとなりまして、すべてのゴールに関連することとなりました。

林野館長：政策4につきましては、まなびの支援課長から御説明したものがほとんどでございます。施策の裏面の4ページのところですが、当初の第4次総合計画では、政策指標が、ハード面を図る指標ということで、入館者数、これだけでしたが、令和3年度に電子書籍の導入もあり、コロナ禍での利用もいろいろ考えまして、入館者数は、ハード面の利用を図る指数といたしまして、このたび見直しで新規に貸出数というのは、ソフト面の方の指標ということで、新たに設けたものになっております。貸出数の12点というのはいろんな形の資料で構わないから市民1人、月に1回は利用していただくということで、12点とわかりやすいものとさせていただいております。

広瀬議長：政策7について文化財保護課からお願いいたします。

葉山課長：資料の5ページをお願いします。大綱7、都市魅力、商工関係やシティプロモーション、文化スポーツ、文化財保護課はこの分野に入っております。現状と課題につきましては、次の6ページの施策の説明ですが、7-2-2、文化財の保存と活用が文化財に関しての説明のところでございます。地域

の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内の様々な文化財の活用、及び下線引いております博物館の有する多様なコンテンツのデジタル化を図り、市民の文化活動などを支援しますと、博物館法の改正でありますとかコロナ禍での必要性からデジタル化の推進について、今後図っていき、博物館により多く来ていただくようなきっかけづくりをしたいと考えております。一部施策指標についてこの中間見直しで追加した指標がございます。

広瀬議長：ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。また目標SDGsとの関連づけ事業等の関連付けみたいなものも、一部見直しがされて改定ということのようです。

—質問無し—

## 6 (1) 「青少年クリエイティブセンター ニーズ調査 進捗状況」

曾我参事： —青少年クリエイティブセンターについて（説明省略）—

同センターは、設置から40年以上が経過しており、施設の老朽化も進んで参りました。また社会情勢も、設置当初と同様であるとは言えず、本地域における青少年関連事業としまして、ニーズに対応できるかといったところの確認が必要という状況に置かれています。そういったことから現状に見合った事業展開の参考とするために、ハード面も視野に入れて、事業名のリニューアルの今後の方向性等につきまして、市民を対象としたアンケート調査を、青少年施設に配架あるいはWebアンケート形式で実施し、また、図書館でもWebアンケートを周知するポスターの掲示等で協力いただき、この夏から年末までの期間で実施しております。8月末から実施となりましたので、現時点では回答はまだ集まっておりませんが、年末まで実施しております。アンケートの内容につきましては、先日の委員の皆様あるいは教育委員会からの意見も踏まえまして、資料7ページにお示ししておりますように、市民の方から、どの程度当センターを認知してもらっているのか、青少年施設として必要な機能・希望する施設がどういったものかを今後の方向性の検討の参考のために、教えていただくものとしております。かねてより市議会定例会の中で岸部地区周辺のまちづくりや、当センターの運動広場の活用などについて話題に上がっていることもありまして、そういった状況も踏まえたこのアンケート調査であり、今後の当センターの方向性の検討でございます。今後のスケジュールですが、アンケートを年末まで実施し、その後、結果の取りまとめ分析を行い、年度内で一定の方向性の検討をしたいと考えております。本件につきましては当センターの運営審議会の委員、吹田市教育委員会の皆様にも情報提供をしていきます。アンケートの結果や検討の進捗状況につきましては適宜御報告をさせていただこうと思っております。

広瀬議長：前回のアンケートの様式等につきましても、御意見いただいたものを反映

させていただいて、その上で8月末から実施済みで12月31日までということですので、これからどのようなニーズがあるのかというのがアンケートから浮かび上がってくるかなということのようです。何か御意見御質問等ございますでしょうか。引き続き調査の結果を踏まえてどのような対応していくのかということについても情報提供をお願いしたいと思います。

—質問無し—

## 6 (2) 「こどもプラザ事業（太陽の広場）の課題について」

小川参事：現在、放課後に小学校施設を利用して実施している事業は3つあります。1つ目は、全児童を対象に居場所の提供を行う「太陽の広場」。2つ目は、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難な児童を対象に遊びと生活の場を提供する「留守家庭児童育成室」。3つ目は、「留守家庭児童育成室」に入室することが出来なかった待機児童を対象に居場所を提供する「キッズスクエア」を実施しています。

「太陽の広場」につきましては、放課後に運動場等で安心安全な居場所の提供と地域教育コミュニティの醸成を目指すため、地域団体に委託し、地域の有償ボランティアであるフレンドさんに見守りをお願いしている事業です。10ページの資料2を御覧ください。平成15年度から地域教育協議会に委託をして、地域の皆様の協力のもと、開催日数が月1日から週5日と差がありますが、地域の実情に合わせて全小学校で実施をしてまいりました。近年は、安全・安心に過ごせる居場所やボール遊びの出来る場所が減っていることもあり、学校内での放課後の居場所へのニーズが高まり、開催回数が増が求められています。課題としましては、教室に余裕のない学校との活動場所を確保するための調整や、事務作業が負担となり中心的な役割を担う人材が見つからないことや、共働き家庭が増えてフレンドさんの確保が難しくなっていることです。また、コロナ禍の令和2年～4年の間に実施出来なかったところもあり、フレンドさんが以前のように集まらないため、活動回数が減少した広場や、PTAがそのほとんどを担っている広場もあります。今後、持続可能で安定した運営のもと、放課後の安心安全な子供の居場所を確保するため、新たな運営方法について検討しています。具体的には地域では運営が難しいと申出があった広場で、かつ活動場所が確保できる学校において、現在活動いただいているフレンドさんを含めて人材確保と事務作業を民間事業者へ委託して毎日実施するモデル事業を予定しています。今後、11月定例会で予算を計上する予定です。なお、モデル事業校の選定につきましては、地域に丁寧に説明を行い、地域の意見を尊重して進めてまいります。

広瀬議長：ただいまの御報告につきまして御質問等ございますでしょうか。活動場所の確保、人手の確保、事務負担の軽減等を対応する一つのあり方として今新たな運営方法で民間委託というものが考えられているという御報告でご

ございました。

尾崎副議長：民間委託ですが、指定管理のイメージですか。

堀次長：留守家庭育成室の管理をやっておりますが、令和4年度から待機児童が多く出始めて、今年度についてもたくさんの待機児童を出しました。来年度についても改善が難しいという状態でございます。こういった状況を何とか改善していきたいということで、いろいろな都市の状況を確認させていただきまして、特に人口が集中しております東京都では留守家庭児童育成室があり、太陽の広場については毎日運営をされているとのこと。そういった中で子供たちが安全に過ごせる場所を確保しているという状況をいろいろとお伺いしたところでございます。運営形態については留守家庭児童育成室を運営されている事業者の方が、そのまま太陽の広場も合わせて運営をされており、国も一体的な運営を求められているところです。私どもが課題として思っていますのが、例えば運動場で育成室の子供が遊ぶ、太陽の広場の子供が遊ぶ、とした時に双方入れ入りまじって、遊んでいる中で、誰がきちっと最後まで見ているのか、わかりにくくなっているところがあります。考えておりますのは先ほど申し上げましたように、現在待機児童の受け皿として、委託育成室のキッズスクエアを運営しておりますが、そちらの事業者も含めて検討していきたいと思っています。ただ地域の方の見守りもお願いをしつつ、展開していきたいと思っていますので、その辺りの仕掛けを整理しながら、進めさせていただきたいと考えているところでございます。

尾崎副議長：もう1点質問です。太陽の広場を実施されているところで、学校によって大規模校や小規模校とあったり、週何回もされているところや月1回と回数が変わったり、保護者や子供たちの太陽の広場に対する認知度が違うと思いますが、このモデル校は1校だけなのでしょうか。

小川参事：地域に説明をさせてもらって、どれだけの学校が手を挙げるというのはわからないですが、もともと地域の方に地域の子供を見てもらうというのが趣旨で始まっていますので、1校と限定的には思っておりません。

広瀬議長：御質問いただいてお答えいただいた中で、委託形式でやっているものを想定しているというお話でしたが、形式としては指定管理者制度になるのかというような、御質問だったかと思えます。

小川参事：形式としては委託という形で考えています。指定管理制度になじむのか、ということもありますので、やり方としては委託事業とされているところです。

### 6（3）「(仮称)吹田市こども計画について」

大川室長：このたび、国の動きとして、令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されております。同法、第10条に都道府県こども計画等の規定が定められており、現在、大阪府では、国が今年中に策定する予定のこども大綱を元に勘案して、大阪府こども計画を策定される予定です。同



10条第5項に市町村こども計画の規定がありますが、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。と定められております。次に10ページ、12ページのイメージ図を御覧ください。枠の中右から二つ目に子ども・若者育成支援推進法に基づいて、子ども・若者計画を一体的に策定するというイメージとなっております。次に13ページ、資料3で、「吹田市こども計画推進委員会設置要領」を御覧ください。第1条において、吹田市こども計画の策定及び推進に関し、必要な事項を検討するための庁内組織として、吹田市こども計画推進委員会を設置する。とされております。第7条において、この委員会は児童部子育て政策室が所管となります。この委員会は附則にありますとおり、令和3年4月から設置されておりますが、令和5年7月1日から裏面のとおり、教育委員会の地域教育部青少年室が加わりました。青少年室が加わる前は、子ども・子育て支援法に基づく市町村の子ども・子育て支援事業計画の内容を中心とした位置づけの委員会でありました。本市においても、先ほど御説明させていただきました国や大阪府の状況を踏まえ、「各種の法に基づく計画を一体的にしたこども計画」の策定検討に、青少年室も加わり、進めていくものです。この検討を進めていくうえで、市長部局の児童部が所管しております審議会の「吹田市子ども・子育て支援審議会」にお諮りしながら、令和7年度からの計画として策定していく予定となっております。社会教育委員の皆さまには、今後の計画策定の進捗を随時御報告させていただきます。その際に、いただきました御意見等につきましては、児童部へお伝えてしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

広瀬議長：ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

—質問無し—

具体的なこども計画推進委員会での検討はこれからということでございますけれども、基本法の制定に伴って、これまでの子供関連施策を一体的にする紐づけがあり、体系化していくという法的根拠が明確になったということかと思っておりますので、新規の計画や、施策が追加されるというよりは、各施策の総合化や体系化というようなことが求められていると理解をいたしました。委員の皆様いかがでしょうか。

#### 6（4）「所管からの報告」

北野課長：まなびの支援課から御報告いたします。昨年11月22日に供用開始しました公民館、図書館、児童センターの複合施設「まちなかりビング北千里」に拡張移転しました北千里地区公民館の現状について御報告いたします。まちなかりビング北千里は、供用開始から約9か月となる8月末時点で、延べ利用者数が28万人を超え、年間来館者目標でした16万人を大きく上回る利

用をいただいています。配付いたしました「地区公民館の運営形態」を御覧ください。北千里地区公民館以外は上段①のように館長と公民館企画運営委員が協力し講座などを行い、貸室や施設管理については、地域の連合自治会に運営を委託しています。地区公民館の文化祭については、地域の方々で実行委員会を立ち上げるまでが、公民館業務として担っており、実行委員会と連携して文化祭を開催しております。北千里地区公民館も、まちなかりビング北千里に移転する前は①で運営を行ってまいりました。現在、北千里地区公民館は、下段②のとおり、施設管理や、複合施設の縦割りをなくし、3施設が融合した施設運営や事業を行うため指定管理者制度を導入しました。ただ、公民館については、地域の声を反映した講座などを行うために①と同様に館長と企画運営委員、さらに館長だけでは、講座の運営や経理までは困難であることから館長補佐を会計年度任用職員ですが市の職員を配属し、他の公民館と同様、講座等を行い文化祭の実行委員会を立ち上げることとしてまいりました。2枚目の北千里地区公民館の経過を御覧ください。令和4年の経過については、重複しますので割愛します。

令和5年6月に、以前の公民館との業務変更について、館長、館長補佐と協議しつくすことが非常に困難となり、文化祭については、開催できないと館長、館長補佐、企画運営委員からの連名で文書の提出がございました。館長補佐と企画運営委員については、学校長枠の1名を除く全員の辞任の申し出があり、8月31日で辞任されました。文化祭につきましては、公民館で活動されている団体が発表の場を楽しみにされておられますので、今年度は、まなびの支援課が実行委員的な役割を担い開催することとし、7月27日に文化祭の参加確認を行いましたところ、コーラスなどの演芸の参加は19団体、そのうち新規参加は4団体、陶芸などの展示の団体も19団体、うち新規参加は6団体の参加予定となりました。また運営についても、ボランティアとして参加表明を2団体いただいております、以前の公民館に劣らないような文化祭となる見込みとなって参りました。9月からは、館長は辞任の意向はありますが、後任の問題等があることから残留していただき、館長補佐については、後任を採用、2名で運営可能な主催講座を行っております。文化祭についても、館長の助言などをもらいながら準備を進めています。今後については、地域の御不安がない運営になるよう、公民館運営に多大なる御協力をいただいております。連合自治会に、御意向を伺いながら、協議を進めているところでございます。

葉山課長：文化財保護課から社会教育委員の皆さまへの見学会の御案内でございます。10月13日(金)で、時間帯は9時半から10時半の時間帯でお願いしたいと考えております。御都合が悪い場合は、それ以外の3つの時間帯のいずれかで調整させていただきます。準備の都合上、恐縮でございますが、出欠や時間帯の変更などの御連絡を、9月27日までをお願いいたします。

広瀬議長：ただいまの件ですが、出欠を知らせて欲しいとのことなので、出席したいという人だけではなく、欠席する旨も一報いただけたらということでごさ

いますので、御協力をお願いいたします。

小川参事：青少年室から御報告いたします。第35回ヤングフェスティバルを、令和5年11月12日(日)午前10時から5時までメイシアターの中ホールで開催します。主催は、教育委員会と青少年指導委員会ですが、青少年指導委員会に委託をして、企画から運営まですべてをやっていただいている事業となっております。同事業開催に伴い、吹田市内在住、在学、在勤の20歳以下の青少年を含む、全員が25歳以下、中学生以上のグループでバンド、ダンスを12組募集しております。お知り合いの方でそういう活動をされている方がいましたら、お知らせしていただければ助かります。社会教育委員の皆様におかれましては、ぜひ足を運んでいただきましたら、出場者も喜ぶと思いますのでよろしくお願いいたします。

1枚目が開催要項、2枚目が、出演者募集のチラシでございます。第35回ということで、吹田市内の青少年を対象として、学校やクラブ、地域の中で活動しているグループに発表の場を提供することにより、青少年が心身ともにたくましく成長していけるよう支援を行うことを目的としています。主催が、教育委員会と青少年指導委員会とありますが、青少年指導委員会に委託をして、企画から運営まですべてをやっていただいている事業となっております。

広瀬議長：ただいまいただきました各報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

尾崎副議長：ヤングフェスティバルについて、広報はどのような形でされているのでしょうか。

小川参事：広報につきましては、市内の各学校への案内、以前出場している方、音楽関係の学校にも案内を出しております。家庭にまでは配っておらず、ポスター掲示などになっております。

広瀬議長：専用のホームページも立ち上がっているのでしょうか。

小川参事：青少年室のページからアクセスできるようになっています。

広瀬議長：せっかくの取り組みですので広く知っていただき、多数の応募があるといいなと思います。地区公民館の運営のことにつきましては、指定管理者の導入に伴って、各自治体でも連携調整に課題が出てきたというようなケースはあると思いますが、市民の文化活動等の支援というのが本旨でございますので、そこに支障の出ないように、適切な運営形態というものを作っていくということに努めていただければと思います。

## 6 (5) 「今年度の予定」

太田課長代理： —今年度の予定（説明省略）—

—令和5年度大阪府社会教育振興協議会北ブロック研修会について（説明省略）—

林野館長：今日配布しました資料について御説明が漏れておりましたので御案内させていただきます。今回新規の委員様のみ、昨年度末に策定いたしまして、

令和5年度から今後10年間の本市の図書館の活動の指針となる、吹田市立図書館サービス基本計画を配布しております。

大川室長：本日資料等の御用意はしておりませんが、次回、改めて資料等を用意して、御意見を伺いたい案件がございます。青少年室としては自然の家、自然体験交流センター、青少年活動サポートプラザ、青少年クリエイティブセンターの4つを所管しております。自然の家と、自然体験交流センターについては、宿泊できる施設であり、自然の家は滋賀県高島市にございます。指定管理化と同時に少年自然の家という名称から少年を取って、生涯学習施設の一環というところで令和元年に条例改正をして、令和2年から指定管理制度で運営してきております。コロナ禍での指定管理の運営開始でしたので、やっと回復してきておりますが、その中で生涯学習施設になり・社会教育施設であるというところで交流親睦というか、そういった施設での飲酒というのがどうあるべきか、どう考えたらいいのか、今までは社会教育施設で少年施設という位置づけで昭和55年5月5日の開所以来、子供たちの林間学校などを受け入れるという趣旨でやってきた中で、時代の変遷で、全国的には公共のこういう施設が廃止になってきている流れの中で、我々としては子供たちを受け入れるのも非常に大事なことであり、そこは1丁目1番地として守りたい。しかし、生涯学習として、大人の方々にも自然を満喫していただく、そこで交流を深めていただくという、幅が広がった施設になったというところで、そのあり方を整理したいと考えているところです。それにつきましては、どんな施設だという資料をそろえまして、次回の時にぜひ御意見等いただきまして、我々が整理していく参考とさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広瀬議長：これをもちまして本日の会議の案件は以上です。最後に道場部長より、一言いただきたいと思えます。

一部長挨拶（説明省略）

広瀬議長：それでは、これをもちまして9月の社会教育委員会議を閉会とさせていただきます。次回は、11月27日（月）を予定しておりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。皆様、お疲れ様でした。